

[事案 23-42] 新契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

※[事案 23-43]と同一の申立人で、相手方保険会社が異なる。

<事案の概要>

変額個人年金に加入した際に、募集人から一切リスクのない元本保証商品である旨の説明を受け誤解させられて契約したとして、一時払い保険料の返還を求め申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 7 月に銀行を募集代理店として一時払保険料 500 万円の変額個人年金に加入した。その際、募集人から一切リスクの伴わない元本保証商品であること並びに年利約 5%による運用及び複利による利息の保証があるとの説明を受け、それを信じて加入したが、実際は為替リスクによる元本欠損が生じる可能性のある商品であった。誤信して加入したので、契約を取り消し、一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立契約を取り消して既払込保険料を返還せよとの請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、募集時に申立人に対して、元本保証の商品である旨またはリスクがない商品である旨の断定的判断を告げたり、誤認を生じしめるような説明を行った事実はない。また複利による利殖が保証されているという説明もしていない。
- (2) 募集人の正確な説明及び募集資料による記載から、申立人は本商品の為替リスクによる元本欠損が生じる可能性を認識していた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号（不実告知）同 2 号（断定的判断の提供）違反による取り消しの主張、および錯誤無効（民法 95 条）の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記（1）の事実が認められるので、下記（2）の理由により契約を無効ないし取り消しうるものとする理由がなく、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 認められる前提事実

- ① 保険の勧誘においては、募集人は、パンフレットなどを用いて説明するのが一般的であるが、募集人がパンフレットや比較表を申立人に交付しつつ、当該書面を使用して説明を行わないことは、通常考えられないので、募集人は、パンフレット及び比較表を用いて説明したものと推定される。
- ② パンフレットには、「「US ドル建」の運用例」が記載されており、一時払い保険料が米ドルで運用されることを示す図があり、「為替リスクについて」の記載の後に、「当年金保険は、外国通貨建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金等の支払時または積立金の移転時における外国為替相場により円貨または各外国通貨のいずれかに換算した年金等の額が、保険契約締結時における外国為替相場により同通貨に換算した年金等の額を下回る場合があります。」との記載が

ある。また、他の箇所や表にも同様の記載がある。

- ③事情聴取時に、申立人は、契約申込時に申立契約がドル建てで運用されていること及び為替相場が毎日変動するという認識があったとの陳述をしている。

(2) 裁定審査会の判断

- ①消費者契約法第4条1項1号（不実告知）同2号（断定的判断の提供）違反による取り消しについて。

(1) の諸事実から、募集人が、申立人にパンフレットや比較表を交付し、それを用いて申立人に本件契約の内容を説明したことが推測され、申立人も申立契約が米ドル建てであることを認識しており、募集人が、申立人に対して、上記パンフレット等の記載に全く反して、為替リスクの説明をせず、満期時に（円貨で）元本保証されると説明をしたとの申立人の主張は、認めることができない。

よって、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げたこと及び断定的判断の提供をしたことは認められず、消費者契約法第4条1項1号、2号違反による取り消しの主張は、認められない。

- ②錯誤無効（民法95条）について

申立人は、申立契約につき、円貨で元本保証された契約であると勘違いして、錯誤に基づき、申立契約に加入したとの主張をしていると解されるが、(1) の諸事情に鑑みれば、本件契約は、円貨で元本と利息が保証されているものではないことは申立人において容易に認識しえる。

よって、本件において、申立人主張の錯誤の存在を認めることは困難である。仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、契約の内容を十分を確認しないで、申込をした申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、錯誤の主張も認められない。

【参考】

消費者契約法 第4条

第1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

第2号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。